江戸川区立中学校における
運動部活動の方針

平成 30 年（2018 年）10 月

江 戸 川 区 教 育 委 員 会

～「江戸川区立中学校における運動部活動の方針」策定の趣旨～

中学校の運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツに親しむとともに学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。

しかしながら、生徒においては、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養がとれないために、心身の健康を害するなどの問題もみられます。

また、教育等に関わる課題は複雑化・多様化し、教師の長時間労働の改善が急務となっています。運動部活動も、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきています。

そこで、江戸川区では、国が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年３月　スポーツ庁）に則り、東京都教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年４月　東京都教育委員会）を参考に、次の表に示す５分類についての取組を「江戸川区立中学校における運動部活動の方針」として策定しました。

分　類	取　組
１　適切な運営のための体制整備	（１）運動部活動の方針の策定等
	（２）指導・運営に係る体制の構築
２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	（１）適切な指導の実施
	（２）運動部活動用指導手引の活用
３　適切な休養日等の設定	
４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	（１）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
	（２）地域との連携等
５　学校単位で参加する大会等の見直し	

各中学校におかれましては、本方針を基に、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む基盤として運動部活動を整備し、バランスのとれた心身の育成を目指すとともに、合理的でかつ効率的・効果的な指導・運営体制の構築を推進していただきたいと思います。

また、「こころ豊かに　たくましく　教育の江戸川区」という本区の教育目標のもと、生徒が「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を身に付け、生徒が心身ともに健やかに成長するためにも、本方針が学校関係者はもとより、家庭、地域、運動部活動に関連する各種団体で広く共有され、運動部活動が適切に運営されることを期待しております。

平成 30 年（2018 年）10 月
江 戸 川 区 教 育 委 員 会

１　適切な運営のための体制整備

（１）運動部活動の方針の策定等

ア　学校の取組

≪方針≫

①　校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動（※１）に係る活動方針」を策定する。

②　運動部顧問は、次の２点を作成し、校長に提出する。
- 各部の活動方針及び年間の活動計画（活動日、活動時間及び参加予定大会等）
- 各部の毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、大会参加日等）

③　校長は、次の２点を学校のホームページへ掲載し、公表する。
- 学校の活動方針
- 各部の活動方針及び年間の活動計画

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	作　成・実　施

※１　文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じて取扱う。

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

①　区教育委員会は、上記のア①②に関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、要点のみを示した活用しやすい様式の作成等を行う。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
作　成・周　知	改　善

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア　学校の取組

≪方針≫

① 校長は、生徒や教師の人数を踏まえ、適正な数の運動部を設置する。
その際、主に次の３つの観点から、円滑に運動部活動を実施できるようにする。
・指導内容の充実
・生徒の安全の確保
・教師の長時間勤務の解消

② 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、原則として顧問は複数体制とし、正顧問の教師が他の部活動の顧問を担当することがないように調整する。

③ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、教師の他の校務分掌を勘案した上で行い、適切な校務分掌となるよう留意する。
また、校務全体を含めた部活動の効率的・効果的な運営を目指す。

④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握する。
その際、次の２つの観点から、適宜、顧問を指導・監督する。
・生徒が安全にスポーツ活動を行うことができているか
・生徒及び教師の過度な負担となっていないか

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	実　施

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

① 区教育委員会は、各学校の生徒や教師の人数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導員の拡充（※２）を検討し、積極的に学校に配置する。

② 区教育委員会は、先進区市の成果と課題を踏まえながら、部活動指導員（※３）の導入を検討していく。

③ 区教育委員会は、部活動実施状況調査（都教育委員会）等を基に、運動部の設置・運営について、学校を指導・監督する。

④ 区教育委員会は、学校の管理職を対象とした運動部活動の適切な運営を図るための研修等を実施する。

⑤ 区教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
その際、次の２つの通知（※４）を踏まえる。
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日　文部科学大臣決定）」
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年２月９日付 29 文科初第 1437 号）」

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
	検　討・充　実

※２　外部指導員とは、部活動の専門的技術指導に対し補助的役割を果たす有償ボランティアを指す。外部指導員の拡充とは、申請条件の緩和、指導回数上限の引き上げ、外部指導員登録制度などを指す。

※３　部活動指導員とは、学校教育法施行規則第 78 条の２に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員を指す。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

※４　当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、『超勤４項目』以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（１）適切な指導の実施

ア　学校の取組

≪方針≫

①　校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、次の４点について徹底を図る。
- 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- 事故の防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
- 体罰・ハラスメントの根絶
- 熱中症事故の防止（※５）

②　運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、主に次の２点について正しく理解し、指導を行う。
- トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること
- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと

③　運動部顧問は、生徒が体力を向上させ、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、次の２点について配慮する。
- 生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるようにすること
- 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと

④　運動部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

≪スケジュール≫

2018年度	2019年度～
周　知	実　施

※５　国や都、区の関係通知及び「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、適切に対応する。

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

① 区教育委員会は、４ページのア①の取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

② 区教育委員会は、運動部顧問を対象とする最新のコーチ学に基づく指導の在り方、体罰・パワーハラスメント防止に向けた研修を実施する。

≪スケジュール≫

	2018 年	2019 年～
①	周　知	実　施
②	周　知	毎年１回実施

（２）運動部活動用指導手引の活用

ア　学校の取組

≪方針≫

① 運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体（※6）が作成した指導手引を活用して、４ページの２（１）に基づく指導を行う。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知・促　進	

※6　公益財団法人日本陸上競技連盟、公益財団法人日本水泳連盟等のスポーツ競技の国内統括団体

３　適切な休養日等の設定

ア　学校の取組

≪方針≫

①　運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究（※7）も踏まえ、下記を基準とする。

【休養日】

⑻　平日１日、週休日１日の休養日を設定する。
　　なお、大会参加等（※8）によりやむを得ず週休日に２日間の活動をした場合は、直後の週の平日に代わりの休養日を設定する。

⑼　長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。

⑽　生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業日及び冬季休業日にある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 校長は、区教育委員会が示す時期・日数に従い、休養期間（オフシーズン）を設定する。
- 全国大会参加等によりやむを得ずオフシーズンに活動をした場合、代わりの休養期間（オフシーズン）を設定し、校長は区教育委員会に届け出る。

【活動時間】

⑻　１日の活動時間は、学期中の平日では長くとも２時間程度とする。準備・片付けを含めて３時間を超えない。

⑼　週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は長くとも３時間程度とする。準備・片付けを含めて４時間を超えない。

⑽　朝活動を含め、１週間の活動時間は 16 時間を超えない。

②　運動部顧問は、週 16 時間以上のトレーニングを行うと、スポーツ障害のリスクが高まることを踏まえ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

③　校長は、本方針に則り、１ページの１（１）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記のア①の基準を踏まえるとともに、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、学校のホームページ上に公表する。

④　校長は、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・監督する等、その運用を徹底する。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	設　定・実　施

※7　「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日　公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※8　大会参加等とは、中学校体育連盟及び各種競技団体等が主催する大会のことであり、練習試合は該当しない。

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

①　区教育委員会は、６ページのア①(c)に関し、区の「学校における働き方改革プラン」を参考にしながら、時期・日数を決定する。

②　区教育委員会は、６ページのア③に関し、学校に対して適宜、支援及び指導・監督する。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	実　施

４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア　学校の取組

≪方針≫

① 校長は、次の２点を踏まえ、レクリエーションや体力づくりを目的とした運動部の設置を検討する。
- 生徒の１週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に女子生徒の約２割が 60 分未満であること（※9）
- 生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、「友達と楽しめる」、「適度な頻度で行える」等多様であること（※10）

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	検　討

※9　スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年２月公表）では、保健体育の授業を除く１週間の総運動時間が 60 分未満である中学校２年生女子の割合は 19.4%で、このうち、0分の割合は 13.6%であった。

※10　スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、または文化部に所属している中学校2年生が回答した運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

① 区教育委員会は、レクリエーションや体力づくりを目的とした運動部の設置についてモデル校を指定し、試行・研究を進めていく。

② 区教育委員会は、単一の学校で特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、拠点校による合同部活動のモデル実施に向けた研究を進めていく。

≪スケジュール≫

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度～
①	検　討		モデル校試行	周　知・促　進
②	検　討			モデル実施

（２）地域との連携等

ア　学校の取組

≪方針≫

① 校長は、保護者や地域によるスポーツ活動が、名称と活動時間、場所を変更しただけで、実質的な部活動の延長となることがないよう、保護者や地域に求める。

② 校長は、運動部顧問に対し、部活動の延長となる可能性のある保護者や地域によるスポーツ活動に関わることがないよう指導する。

③ 校長は、学校と保護者・地域が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記の①②の取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	実　施

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

① 区教育委員会は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域（スポーツ団体、保護者、民間事業者等）が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備について研究を進める。

② 区教育委員会は、学校と保護者・地域が共に生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記のア①②及びイ①の取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

≪スケジュール≫

	2018 年	2019 年～
①	検　討・研　究	
②	周　知	実　施

５　学校単位で参加する大会等の見直し

ア　学校の取組

≪方針≫

① 校長は、各運動部の年間の活動計画において年間と各月の参加予定大会を把握し、公表する。

② 校長は、週末等に開催される様々な大会に参加することによって、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、教育上の意義や区が示す目安等を考慮し、参加する大会等を精査する。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	公　表・精　査

イ　区教育委員会の取組

≪方針≫

① 区教育委員会は、各学校の運動部が参加する大会の全体像を把握し、各運動部が参加する大会数を多くとも月１回程度を目安として設定する。

② 区教育委員会は、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

≪スケジュール≫

2018 年度	2019 年度～
周　知	実　施

■　本方針策定に係る検討経過

【運動部活動在り方検討委員会】

時期	検討経過	主な検討内容
H.30 6/1	第１回 在り方検討委員会	○現状と課題の確認（含む質疑）
6/25	第2回 在り方検討委員会	○検討事項について（協議） ・運動部活動の方針の策定等 ・適切な休養日等の設定 ・学校単位で参加する大会の見直し ・その他の検討事項
7/2	第3回 在り方検討委員会	○検討事項について（協議） ・指導・運営に係る体制の構築 ・生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 ・地域との連携等
7/27	第4回 在り方検討委員会	○「運動部活動の方針（案）」の作成
8/14	教育委員会	「運動部活動の方針（案）」の中間報告
8/28	教育委員会	「運動部活動の方針（案）」の決定
9/1～ 14	意見公募手続き	
10/1	第５回 在り方検討委員会	○公募意見の反映内容及び回答の確認 ○「運動部活動の方針（案）」の修正
10/11	教育委員会	「運動部活動の方針」の決定

江戸川区立中学校における運動部活動の在り方検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　生徒のバランスのとれた心身の育成に資する運動部活動の効果的な実施及び教員の負担軽減を目的とした江戸川区立中学校における運動部活動の方針（以下「運動部活動の方針」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、江戸川区立中学校における運動部活動の在り方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。
（１）　運動部活動の方針の策定に関すること。
（２）　前号に掲げるもののほか、運動部活動の運営に関すること。

（構成）
第３条　委員会は、次に掲げる者を委員として構成し、各委員は教育長が委嘱し、又は任命する。
（１）　学識経験者
（２）　江戸川区立中学校の校長会代表
（３）　江戸川区立中学校の保護者代表
（４）　教育推進課長
（５）　指導室長
（６）　指導室統括指導主事

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から第２条の規定による報告が完了した日までとする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会には、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（会議の非公開）
第７条　会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、指導室において処理する。

（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、指導室長が別に定める。

付　則
この要綱は、平成 30 年５月 22 日から施行する。

江戸川区立中学校における運動部活動の方針

平成 30 年（2018 年）10 月

江戸川区教育委員会